

福祉はぐくみ企業年金基金
実施事業所代表者・担当者のみなさま

福祉はぐくみ企業年金基金
理事長 関 邦雄
株式会社ベター・プレイス
代表取締役 森本 新士

70歳到達での資格喪失者における、一時金給付の所得区分について

福祉はぐくみ企業年金基金(以下、「基金」と言います。)では、確定給付企業年金法の規定に基づき、会社(法人)に在籍していても、70歳に到達した時(誕生日の前日)に加入者の資格を喪失する旨、基金規約で定めておりますが、この時に受け取る一時金の税法上の取扱いは、原則として「一時所得」となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 「退職所得」課税処理の原則

退職に基因して支払われる一時金は「退職所得」となり、そうでない場合は「一時所得」として課税処理されます。「退職所得」として認められるためには、「退職」という事実が存在する必要があります。《所得税法第30条、31条》《所得税基本通達30-1》

【「退職所得」の2大原則】

- 退職しなかったとしたならば支払われなかった一時金であること
- 退職したことに基因して一時に支払われることとなった一時金であること

2. 退職に準じた事実を基因して支払われる一時金の取扱い

引き続き同じ会社(法人)で勤務する場合でも、以下に掲げる事実に基づいていったん資格喪失をし支払われる一時金は、退職に準じた事実が発生したとみなして「退職所得」として取り扱われる場合があります。《所得税基本通達30-2》

- 従業員から役員になった時
- 定年後の再雇用時

3. 退職に基因しないで支払われる一時金の取扱い

次のように退職以外の事由で資格喪失となり、支払われる一時金は「一時所得」として取り扱われます。

- 雇用形態または雇用条件の変更により厚生年金保険の被保険者でなくなったことによる資格喪失
- 70歳到達による資格喪失

※この場合であっても、同時に退職や退職に準じた事実が発生した場合には「退職所得」として取り扱われます。

	ケース	所得区分	具体例
退職に	基因する	退職所得	自己都合退職、定年退職
	準じた事実を基因する	※1	定年再雇用、従業員から役員への就任
	基因しない	一時所得	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用形態変更により厚生年金保険の被保険者でなくなった※2 • 70歳到達※3

※1 一般的に退職所得として取り扱われますが、個別の事情によって判断が異なる場合があります。

※2※3 引き続き勤務せず退職する場合は「退職所得」となります。

4. その他（ご留意事項）

- 以上のような取扱いの原則のもとで、一時金が「退職所得」として区分されるか、「一時所得」として区分されるかが判断されます。しかしながら、「退職という事実」もしくは「退職に準じた事実」が存在するか否かの認定は、現実には難しい点もある（最終的には個別の事情に基づく税務署の判断による）ことをご確認ください。
- 70歳到達による資格喪失の場合には、休職・休業とは異なり、一時金給付の繰下げはできません。実際の一時金の支払時期にかかわらず、所得区分は70歳到達の時点で確定いたします。

以 上

【参考条文】 必要とする部分を抜粋して引用しております。赤字は弊社解説です。

▼所得税法→「退職所得」に該当する手当について定義

（退職所得）

第30条 「退職所得」とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下「退職手当等」という。）に係る所得をいう。

（退職手当等とみなす一時金）

第31条 次に掲げる一時金は退職手当等とみなす。

一～二 （略）

三 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金で加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時金として政令で定めるもの

▼所得税基本通達→所得税法の条文の解釈や具体的取扱いを定めたもの

（退職手当等の範囲）→退職所得となる「退職手当等」を定義

(30-1) 退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基づいて一時に支払われることとなった給与をいう。したがって、退職に際し又は退職後に使用者等から支払われる給与で、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職手当等に該当しないことに留意する。

（引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの）→「退職手当等」の解釈を拡大

(30-2) 引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、次に掲げるものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、30-1にかかわらず、退職手当等とする。

(1) （略）

(2) 使用人から役員になった者に対しその使用人であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

(3) （略）

(4) いわゆる定年に達した後引き続き勤務する使用人に対し、その定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

(5) （略）

(6) （略）